

余市町新規就農者農業研修事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、余市町に就農を希望する者（以下「新規就農希望者」という）に対し、農業研修体制を整備し、円滑な就農の促進を図るものとする。

(事業の内容)

第2条 新規就農希望者を対象として、円滑な就農に必要な生産技術や経営管理能力等を習得させるため、優良農家で実践的な農業研修（以下「研修」という）を実施するものとし、新規就農希望者を研修者として受入れ、指導する農家等（以下「受入指導農家等」という）に対し、指導謝金を支給するものとする。

(研修者の要件)

第3条 研修を受ける新規就農希望者の要件は次のとおりとする。

- (1) 余市町に新規就農を希望し、就農予定時に49歳以下の者とする
- (2) 認定新規就農者になることが確実な者とする

(研修の要件)

第4条 事業の対象となる研修期間は概ね2年以内とする。また、受入指導農家等は、研修生に対し、別表に掲げる研修内容の実施に努めるものとする。

(受入指導農家等)

第5条 受入指導農家等は、高度な生産技術・経営管理能力を有するとともに、農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有し、新規就農希望者の受入及び指導に対し教育的配慮ができる優れた農家・農業法人等であり、余市町新規就農活動支援センター長が認めた者とする。

(研修の実施)

第6条 研修者の受入を希望する農家等は、研修希望申込書（第1号様式）に次の書類を添付して、余市町新規就農活動支援センター（以下「支援センター」という）を經由して、町長に提出するものとする。

- (1) 略歴書（第1の1号様式）
- (2) 覚書（第1の2号様式）

- 2 町長は研修希望申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、研修者及び受入指導農家等に対し、研修依頼書（第2号様式）により、支援センターを經由して通知するものとする。
- 3 支援センターは、町長から研修依頼書の送付があったときは、速やかに受入指導農家等に研修依頼書を交付するものとする。

- 4 受入指導農家等は、研修計画の変更等により研修希望申込書（第1号様式）の記載事項に変更が生じたとき、若しくは研修の実施が困難となったときは、研修計画変更願（第3号様式）を支援センターを経由して、町長に提出するものとする。
- 5 町長は、前4項により研修計画変更願の提出を受けたときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、受入指導農家等に対し、研修計画変更承認等通知書（第4号様式）により、支援センターを経由して通知するものとする。

（実績報告）

- 第7条 受入指導農家等は、研修を修了したときは、速やかに研修実績書（第5号様式）を支援センターを経由して、町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前1項による研修実績書の提出を受けて、研修が適正に実施されたと認めるときは、助成額を決定し、受入指導農家等へ助成額決定通知書により通知するものとする。

（指導謝金の支給）

- 第8条 町長は、前条の助成額決定通知により、受入指導農家等に対し、次による指導謝金を予算の範囲内で支給するものとする。

○指導謝金

受入指導農家等が新規就農希望者に技術を指導することに対する経済的負担を補う経費として、指導者1名につき、30日当たり4万円以内の額とする。ただし、30日未満については、1日当たり1,300円以内の額に当該日数を乗じて得た額とする。

また、通算研修期間の支給対象期間は、原則360日以内とする。

なお、受入指導農家が農業法人であって、複数の指導者がいる場合は、新規就農希望者の人数を限度とし、個人農家の場合は1名を限度とする。

（受入指導農家等への指導等）

- 第9条 町長は、支援センターと連携をとりながら、受入指導農家及び研修者を対象に研修の実施状況を調査するとともに、受入指導農家等に対し、必要に応じ指導等を行うものとする。

（その他の必要事項）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

平成24年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正